

## 普通貯金規定

## 19. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第22条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
  - A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更
  - B 取引店舗の変更
  - C 相続等による口座名義人の変更

22. (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第16条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

23. (規定の変更等)

以下省略

以上  
(2021年10月1日現在)

総合口座取引規定

## 普通貯金規定

## 19. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの（追加）を除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
  - A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更
  - B 取引店舗の変更
  - C 相続等による口座名義人の変更

(追加)22. (規定の変更等)

以下省略

以上  
(2021年4月1日現在)

総合口座取引規定

18. (解約等)

(2) 第16条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。また、普通貯金規定にもとづき、普通貯金取引が停止または解約された場合は、当組合は貸越を中止するものとします。

23. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)

(1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。  
(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。

24. (未利用口座管理手数料)

(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。  
(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。  
(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。  
(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第18条第5項の貯金口座の利用には含まれないものとします。  
(5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。  
(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

25. (規定の変更等)

以下省略

以上

(2021年10月1日現在)

営農貯金規定

18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第21条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）

18. (解約等)

(2) 第16条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。(追加)

23. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)

(1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。  
(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等（追加）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。

(追加)

24. (規定の変更等)

以下省略

以上

(2021年4月1日現在)

営農貯金規定

18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの（追加）を除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の

- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
  - A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更
  - B 取引店舗の変更
  - C 相続等による口座名義人の変更

**21. (未利用口座管理手数料)**

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第15条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

**22. (規定の変更等)**

以下省略

以上

(2021年10月1日現在)

**こども貯金規定**

**12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第15条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の

- 請求を把握することができる場合に限り。）
- ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
  - A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更
  - B 取引店舗の変更
  - C 相続等による口座名義人の変更

**(追加)**

**21. (規定の変更等)**

以下省略

以上

(2021年4月1日現在)

**こども貯金規定**

**12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの(追加)を除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）

- 請求を把握することができる場合に限り、)
- ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、)
    - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
    - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地  - ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
  - ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
    - A 取引店舗の変更
    - B 相続等による口座名義人の変更

**15. (未利用口座管理手数料)**

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第9条第3項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

**16. (規定の変更等)**

以下省略

以上  
(2021年10月1日現在)

- ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、)

  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
  - A 取引店舗の変更
  - B 相続等による口座名義人の変更

**(追加)**

**15. (規定の変更等)**

以下省略

以上  
(2021年4月1日現在)

**普通貯金無利息型（決済用）規定**

**19. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

- 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。
- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第22条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）
  - ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、)
  - ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る

**普通貯金無利息型（決済用）規定**

**19. (休眠預金等活用法に係る異動事由)**

- 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。
- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの（追加）を除きます。）
  - ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、)
  - ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の

債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。) から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。) の対象となっている場合に限り、本項において「公告」といいます。) の対象となっている場合に限り、本項において「公告」といいます。) の対象となっている場合に限り、本項において「公告」といいます。)

- A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
- B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
  - A キャッシュカードの発行 (再発行含む) および返却、暗証番号の変更
  - B 取引店舗の変更
  - C 相続等による口座名義人の変更

**22. (未利用口座管理手数料)**

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第16条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

**23. (規定の変更等)**

以下省略

以上

(2021年10月1日現在)

提供の求めがあったこと (この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。) の対象となっている場合に限り、本項において「公告」といいます。) の対象となっている場合に限り、本項において「公告」といいます。)

- A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
- B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
  - A キャッシュカードの発行 (再発行含む) および返却、暗証番号の変更
  - B 取引店舗の変更
  - C 相続等による口座名義人の変更

**(追加)**

**22. (規定の変更等)**

以下省略

以上

(2021年4月1日現在)

**総合口座 (普通貯金無利息型) 取引規定**

**18. (解約等)**

- (2) 第16条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。また、普通貯金規定にもとづき、普通貯金取引が停止または解約された場合は、当組合は貸越を中止するものとします。

**24. (未利用口座管理手数料)**

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。

**総合口座 (普通貯金無利息型) 取引規定**

**18. (解約等)**

- (2) 第16条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。(追加)

**(追加)**

(改正後)	(改正前)
<p>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 18 条第 5 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</p> <p>(5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</p> <p>(6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p><b>25. (規定の変更等)</b> 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021 年 10 月 1 日現在)</p>	<p><b>24. (規定の変更等)</b> 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021 年 4 月 1 日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>貯蓄貯金規定</b></p> <p><b>20. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b> 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第 23 条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 貯金者等（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p>A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p> <p><b>23. (未利用口座管理手数料)</b></p> <p>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</p> <p>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</p> <p>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によら</p>	<p style="text-align: center;"><b>貯蓄貯金規定</b></p> <p><b>20. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b> 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るもの（追加）を除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 貯金者等（休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p>A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p> <p>(追加)</p>

(改正後)	(改正前)
<p><u>ず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 17 条第 4 項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</u></p> <p><u>(5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</u></p> <p><u>(6) 第 3 項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p><b>24. (規定の変更等)</b> 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年10月1日現在)</p>	<p><b>23. (規定の変更等)</b> 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>自動継続期日指定定期貯金規定</b></p> <p><b>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b> (2) ～中略～</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第 14 条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を發したと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続期日指定定期貯金規定</b></p> <p><b>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b> (2) ～中略～</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第 14 条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金<u>(追加)</u>活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を發したと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;"><b>自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）</b></p> <p>15.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）  (2) ～中略～  ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日  A 第14条に掲げる異動事由  B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこ  と。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過し  た場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちい  ずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上  (2021年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）</b></p> <p>15.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）  (2) ～中略～  ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日  A 第14条に掲げる異動事由  B 当組合が貯金者等に対して休眠預金（追加）活用法第3条第2項に定める事項の通知を發し  たこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経  過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち  いずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上  (2021年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>定期積金規定</b></p> <p>2.（口座振替による掛金の払込み）  (2) ～中略～  掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額（振替条件で「貸越が発生し  ても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含む。）を超えるときは、積金契約者  に通知することなく当該掛込を中止します。<u>ただし、2021年10月1日以降、新たに口座を開設も  しくは再契約した積金については、次回以降の掛込日に中止した掛込分も含め振替口座から掛込み  を行います。なお、その場合には、掛込日が古いものから順に掛込額単位で掛込みを行います。</u></p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上  (2021年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;"><b>定期積金規定</b></p> <p>2.（口座振替による掛金の払込み）  (2) ～中略～  掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額（振替条件で「貸越が発生し  ても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含む。）を超えるときは、積金契約者  に通知することなく当該掛込を中止します。<u>（追加）</u></p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上  (2021年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>積立式定期貯金規定</b></p> <p>15.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）  (2) ～中略～  ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日  A 第14条に掲げる異動事由  B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこ  と。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過し  た場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちい  ずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上  (2021年10月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;"><b>積立式定期貯金規定</b></p> <p>15.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）  (2) ～中略～  ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日  A 第14条に掲げる異動事由  B 当組合が貯金者等に対して休眠預金（追加）活用法第3条第2項に定める事項の通知を發し  たこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経  過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち  いずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上  (2021年4月1日現在)</p>



(改正後)

(改正前)

通知貯金規定

13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(2) ～中略～

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日

A 第12条に掲げる異動事由

B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した  
こと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過し  
た場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちい  
ずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

以下省略

以上

(2021年10月1日現在)

通知貯金規定

13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(2) ～中略～

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日

A 第12条に掲げる異動事由

B 当組合が貯金者等に対して休眠預金(追加)活用法第3条第2項に定める事項の通知を發し  
たこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を  
経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日の  
うちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限  
ります。

以下省略

以上

(2021年4月1日現在)